

保育料に関わる岩見沢市の取り組み

岩見沢市では、国や道の制度の活用に加え、市独自で保育料や副食費の保護者負担を減らすための取り組みを行っています

* 保育料は、4月1日時点の年齢で算定します

3歳以上は保育料無料

保育所、認定こども園等を利用する3歳以上の保育料は無料です

3歳未満はいずれかに該当すれば保育料無料

次のいずれかに該当する3歳未満の保育料は無料です

- 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯
- 5 - 3 階層以下の世帯で、生計同一世帯に兄弟がいる場合の2子目以降
- 小学校3年生以下の児童から数えて3子目以降
- 同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合の2子目以降

上記に該当しない場合は市の保育料基準額表で保育料を算定します

保育料の減額

岩見沢市は国の保育料基準額表の階層を細分化し、更に減額を行っています

階層	区分	利用者負担額	
		標準	短時間
		0~2歳	0~2歳
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	9,000円	9,000円
3	所得割 48,600円未満	19,500円	19,300円
4	97,000円未満	30,000円	29,600円
5	169,000円未満	44,500円	43,900円
6	301,000円未満	61,000円	60,100円
7	397,000円未満	80,000円	78,800円
8	397,000円以上	104,000円	102,400円

階層	区分	利用者負担額	
		標準	短時間
		0~2歳	0~2歳
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3-1	所得割 16,200円未満	10,000円	9,940円
3-2	32,400円未満	12,800円	12,680円
3-3	48,600円未満	15,600円	15,440円
4-1	64,700円未満	18,900円	18,680円
4-2	80,800円未満	22,200円	21,920円
4-3	97,000円未満	25,500円	25,160円
5-1	121,000円未満	30,350円	29,940円
5-2	145,000円未満	35,200円	34,720円
5-3	169,000円未満	40,050円	39,510円
6-1	213,000円未満	45,000円	44,370円
6-2	257,000円未満	49,950円	49,230円
6-3	301,000円未満	54,900円	54,090円
7-1	333,000円未満	61,930円	61,010円
7-2	365,000円未満	68,960円	67,930円
7-3	397,000円未満	76,000円	74,860円
8	397,000円以上	98,800円	97,280円

いずれかに該当すれば副食費免除

次のいずれかに該当する場合は副食費を免除しています

- 4 - 2 階層以下の世帯
- 同一世帯から3人以上同時に保育所等に入所している場合の3子目以降

保育料基準額表

保育料 階 区 分	各 属 月 す 初 る 日 世 帯 の 在 籍 階 層 児 童 区 分	保育料(月額)			
		定	義	(保育標準時間認定)	(保育短時間認定)
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者を含む世帯又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者並びに同法第6条の4に規定する里親を含む世帯			0	0
2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 4~8月分:前年度分 9~3月分:当年度分	市町村民税非課税世帯		0	0
3-1	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額が次の区分に該当する世帯 4~8月分:前年度分 9~3月分:当年度分	16,200円未満の世帯		10,000	9,940
3-2		16,200円以上 32,400円未満の世帯		12,800	12,680
3-3		32,400円以上 48,600円未満の世帯		15,600	15,440
4-1		48,600円以上 64,700円未満の世帯		18,900	18,680
4-2		64,700円以上 80,800円未満の世帯		22,200	21,920
4-3		80,800円以上 97,000円未満の世帯		25,500	25,160
5-1		97,000円以上 121,000円未満の世帯		30,350	29,940
5-2		121,000円以上 145,000円未満の世帯		35,200	34,720
5-3		145,000円以上 169,000円未満の世帯		40,050	39,510
6-1		169,000円以上 213,000円未満の世帯		45,000	44,370
6-2		213,000円以上 257,000円未満の世帯		49,950	49,230
6-3		257,000円以上 301,000円未満の世帯		54,900	54,090
7-1		301,000円以上 333,000円未満の世帯		61,930	61,010
7-2		333,000円以上 365,000円未満の世帯		68,960	67,930
7-3		365,000円以上 397,000円未満の世帯		76,000	74,860
8	397,000円以上の世帯		98,800	97,280	

※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※ ひとり親等の場合、3-1階層から4-2階層まで1子目の保育料は9,000円、2子目以降の保育料は無料

※ ひとり親等とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方(教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く)、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。